

総合物流施策推進会議について

会議設置趣旨

関係省庁相互の緊密な連携を図り、「総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)」(平成29年7月28日閣議決定)に基づき、物流施策の総合的かつ一体的な推進を図るために設置

総合物流施策推進会議（関係局長等により構成）

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房総括審議官

公正取引委員会経済取引局取引部長

警察庁交通局長

総務省大臣官房総括審議官

外務省経済局長

財務省関税局長

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官

農林水産省食料産業局長

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

国土交通省大臣官房物流審議官

国土交通省道路局長

環境省水・大気環境局長

事務局

国土交通省 総合政策局(物流審議官部門) ・ 道路局

経済産業省 商務情報政策局(商務・サービスグループ)